

## 4 自筆証書遺言書の保管の申請



### 遺言書保管所等

遺言書の保管に関する事務は、法務局のうち法務大臣の指定する法務局（**遺言書保管所**）において、遺言書保管官として指定された法務事務官が取り扱います（法第2条，第3条）。

#### [申請することができる遺言書保管所]

- a 遺言者の**住所地**を管轄する遺言書保管所
- b 遺言者の**本籍地**を管轄する遺言書保管所
- c 遺言者が所有する**不動産の所在地**を管轄する遺言書保管所

ただし、遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあつては、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所にしなければならない（遺言書保管法第4条第3項）。 **追加保管申請**

申請書にチェック項目があります。



### 遺言者の出頭及び本人確認

書類の補正や遺言書保管官とのやり取りなどの代理行為は認められません。来所の際、車いすを押す、手を引いて歩くこと、耳の遠い方の遺言書保管官の発言内容の伝達等のみの身体機能の補いに相当する**介助**は認められます。

遺言書の保管の申請は、**遺言者が遺言書保管所に自ら出頭して行わなければなりません**（法第4条第6項）。

遺言書の保管の申請があつたとき、遺言書保管官は、**申請人が本人であるかどうかの確認をします**（法第5条）。

次ページ参照

申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項(省令第14条：氏名及び出生の年月日又は住所)を示す書類の提示・提出及びこれらの事項についての説明を求めるなどして行います。

## 4 自筆証書遺言書の保管の申請



### 遺言書保管官による本人確認の方法

遺言書  
保管官

遺言書保管官は、本人であるかどうかの確認をするため、**次に掲げる事項**のいずれかの方法により行います（省令第13条、法第5条（法第6条第4項及び第8条第3項、政令第4条第4項及び第10条第6項並びに省令第19条第3項において準用する場合を含む。））。

#### ◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

顔写真付きの本人確認資料が必要となります。

容貌が写真と異なるときは説明を求められます。

有効期限内のものに限ります。

遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

#### ◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。



# 4 自筆証書遺言書の保管の申請



## 申請書の提出及び様式

遺言者は、**遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書**を遺言書保管官に提出しなければなりません（法第4条第4項、省令第10条（別記第2号様式）、第11条）。

### ◆法律で定める事項（法第4条第4項）

- 1 遺言書に記載されている作成の年月日
- 2 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては国籍）
- 3 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所・受遺者（法第4条第4項第3号イ）・遺言執行者（法第4条第4項第3号ロ）

### ◆法務省令で定める事項（法第4条第4項第4号、省令第11条）

- 1 遺言者の戸籍の筆頭に記載された者の氏名（外国人である場合を除く。）
- 2 遺言者の電話番号その他の連絡先
- 3 申請をする遺言書保管官の所属する遺言書保管所が遺言者の住所地及び本籍地を管轄しないとき（次号の場合を除く。）は、遺言者が所有する不動産の所在地（当該遺言書保管所が管轄するものに限る。）
- 4 遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されているときは、その旨
- 5 遺言書に法第9条第1項第2号（受遺者を除く。）及び第3号（遺言執行者を除く。）に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所
- 6 遺言書の総ページ数
- 7 手数料の額
- 8 申請の年月日
- 9 遺言書保管所の表示

法第4条第4項第3号及び省令第11条第5号の定めから、遺言者の相続人を除いた法第9条第1項に定める全ての関係相続人等が対象となります。

※遺言者の相続人の住所・氏名の記載は求めていません。

### 別記第2号様式

別記第2号様式（第10条関係） 申請年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 遺言書保管所の名称 \_\_\_\_\_ (地方) 法務局 \_\_\_\_\_

**遺言書の保管申請書**  
 【遺言者情報】※保管の申請をする遺言者の氏名、住所等を記入してください。また、欄内にはし印を記入してください。

遺言書の作成年月日  1:令和 /  2:平成 /  3:昭和 〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者の氏名 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

遺言者の氏名(フリガナ) 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

遺言者の出生年月日  1:令和 /  2:平成 /  3:昭和 〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者の住所 〒 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ 建物名 \_\_\_\_\_

遺言者の本籍 市区町村 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ 建物名 \_\_\_\_\_

受遺者の氏名  遺言者と同じ  
 (印) 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

遺言者の関係(印又は地籍) コード \_\_\_\_\_ 印名・地籍名 \_\_\_\_\_

遺言者の電話番号(印) \_\_\_\_\_

遺言者の電話番号(印) \_\_\_\_\_

1001 ページ数 1/

法務局（遺言書保管所）に設置のシステムのスキャナーで読み取りエラーとなり処理を進めることができませんので、申請書をコピーして使用（縮小がかかることがあります。）したり、HPで用意されるPDFデータを等倍で印刷せず、縮小して印刷しないでください。

記入する事項がないページがあっても、保管申請時の補正等に対応できるよう、申請書は「5枚（以上）1セット」で持参（提出）いただくようご案内をしています。







# 4 自筆証書遺言書の保管の申請



## 手数料の納付

政令で定める額の手数料金 **3,900円** (収入印紙) を「**手数料納付用紙**」に貼ってしなければなりません (法第12条, 省令第52条, 別記第12号様式)。

※「**手数料納付用紙**」は各手続で共通して使用します (省令第52条)。

当日中に保管決定できるよう審査した後に、同庁舎内で販売している収入印紙をお買い求めいただくよう案内しますので、保管申請書提出時には収入印紙を貼付しないようお願いしています。

手数料納付用紙様式 (共通)

別記第12号様式 (第62条第1項関係)

**手数料納付用紙**

(地方) 法務局                      御中

〈申請人・請求人の表示〉

住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

〈法定代理人の表示〉

住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

〈その他〉

納付金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日	担 当

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

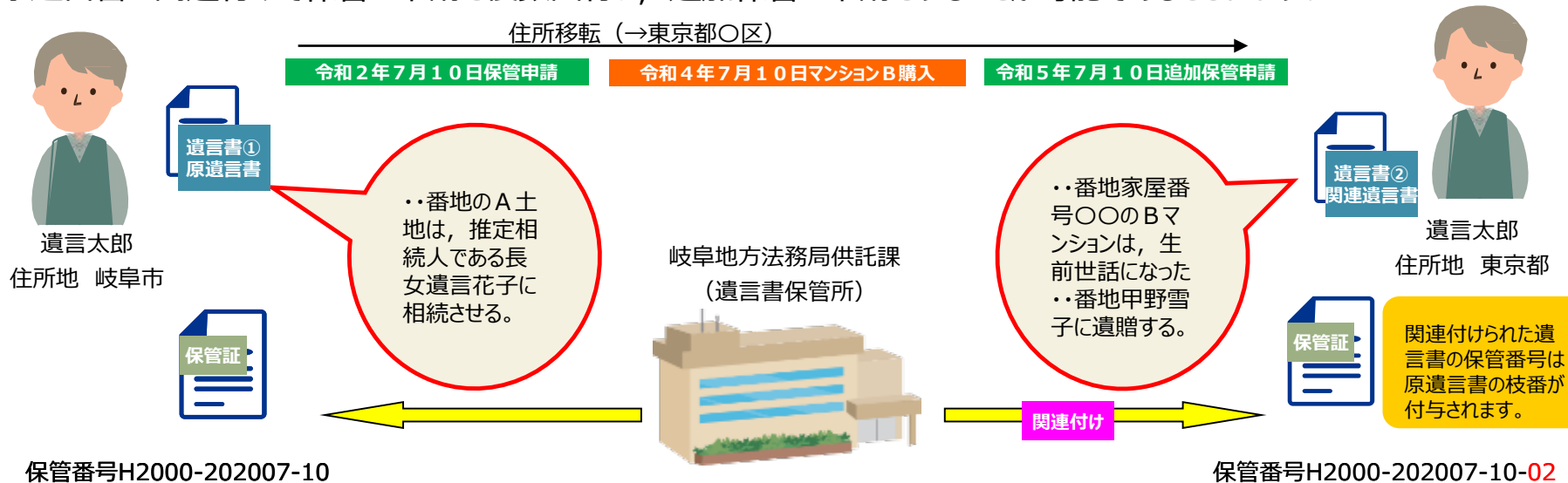
ページ数 /

5 / 5 ページ

# 4 自筆証書遺言書の保管の申請

## 遺言書の追加保管の申請

遺言者が作成した遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合、その後、遺言者が作成した別の遺言書の保管の申請を行うことは可能かについて、民法第1023条のように前の遺言と後の遺言の抵触に関する規定が存在することからも、複数の遺言を行うことは許容されているといえます。また、そのことを前提に、法においても、保管の申請における管轄について、遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合には、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所が管轄となる旨規定されており（**法第4条第3項**）、本制度においては、遺言者は原遺言書に関連付けて保管の申請を複数回行う、追加保管の申請をすることが可能であるとされます。



### 関連付けのメリット

- ①同一の遺言者が保管した遺言書に係る情報を一元管理することが可能となる。
- ②システム上関連付けることにより、遺言書の閲覧の請求、遺言書保管事実証明書等の交付の請求、遺言書情報証明書等の交付の請求の際に、閲覧又は証明書交付の対象となる同一人が保管の申請をした複数の遺言書について、その全てを容易に検索し、一括で出力することができる。

### 関連付けの要件

- ①関連付けをしようとする遺言書の遺言者に係る情報（遺言者の氏名、出生年月日、住所、本籍（外国人の場合には国籍（国又は地域）、筆頭者の氏名）の全てが一致すること
- ②原遺言書を保管中の法務局（遺言書保管所）に追加の保管申請をすること

上図では、岐阜地方法務局供託課（遺言書保管所）で遺言書①の保管申請した後、遺言太郎は東京都〇区に住所移転し、後にマンションBを購入した。遺言書①を活かしたまま（遺言書①に係る撤回書を提出することなく）、同マンションを甲野雪子に遺贈する旨の遺言書②の追加保管をする場合の管轄法務局は、原遺言書を保管中の岐阜地方法務局供託課のみとなる。そして、原遺言書保管申請後に住所変更の届出をしていない遺言太郎は、遺言書②の追加保管の申請書の【遺言者本人の確認・記入等欄】の②変更内容欄に住所変更の旨を記載し、変更証明書を添付の上、追加の保管申請を行うこととなる。